

愛知県精神医療センター 医療観察法病棟地域連絡会議 議事概要

- 1 日 時 令和8年3月5日(木) 15:00~15:45
- 2 会 場 精神医療センター 外来棟2階 大会議室
- 3 出席者 地元住民代表委員3名
関係機関委員5名
院内委員7名
- 4 概 要
 - (1) 院長あいさつ
 - (2) 議事
医療観察法病棟 運用状況について
 - (3) その他

【主な発言等】

- ① 入院や通院に係る費用はどかが負担するのか。
→ 医療観察法の処遇による費用は国が持つが、精神障害と関係ない病気やけがについては、通常の保険診療となる。
- ② 通院処遇となった者が、通院しなくなることはないのか。
→ 通院処遇となる際には、自律的に通院できる状態であり、かつ周りの支援体制もできている状態である。調子が悪くなり治療を拒否する者もいるが、通院は義務であり、義務を果たさない場合は、保護観察所により病院に連れていくことができる。また、再入院の申し立てを行う場合もある。しかし、再入院の処遇決定には時間を要するため、緊急の場合は、精神保健福祉法による入院をすることが可能である。
- ③ 通院処遇中に居なくなってしまった場合はどうするのか。
→ 関係機関に連絡して探すとともに、警察にも捜索依頼を行い、協力をお願いする。見つかった場合には病状の確認のため指定医療機関で診察してもらい、入院が必要であれば、精神保健福祉法による入院となる。
今まで医療観察法による入院処遇となったのは全体で7千人ぐらいであり、そのうち4千人ぐらいが通院処遇となっている。通院処遇中に行方不明となったままの人は、自殺者を含めて数名程度であり、通院医療は概ね確実に運用されている。